

基本憲法 I —— 基本的人権 訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	修正箇所（1刷）	修正後（2刷）
p 2	下から 5 行目 「～小前提（ <u>B</u> は <u>C</u> である）～」 下から 4 行目 「～結論（ゆえに C ならば <u>A</u> である）～」	→以下に修正 「～小前提（ <u>C</u> は <u>A</u> である）～」 →以下に修正 「～結論（ゆえに C ならば <u>B</u> である～」
p 32	下から 12 行目 「これに対し、 <u>買い主が、～</u> 」	→以下に修正 「これに対し、 <u>反対派住民たる買い主が、～</u> 」
p 60	最終行 「～（長谷部 142～143 頁）。」	→以下に修正 「～（長谷部 144～145 頁）。」
p 61	上から 4 行目 「この見解によれば、憲法 12 条は、多数決によって制限されない「切り札」としての権利と区別される、「 <u>つねに公共の福祉のために利用されるべき権利・自由</u> 」の保障規定とされる。」	→以下に修正 「この見解によれば、憲法 13 条後段は、多数決によって制限されない「切り札」としての権利と区別される、「 <u>公共の福祉の許す範囲内でのみ行使される</u> 」一般的な自由の保障規定とされる。」
p 231	問題文（アミカケ部分）下から 7 行目 「～ 5 条 1 号に該当する～」	→以下に修正 「～ 5 条 <u>1 項</u> 1 号に該当する～」
p 232	下から 10 行目 「～本条例 5 条 1 号の～」 下から 6 行目 「～条例 5 条 1 号は～」	→以下に修正 「～本条例 5 条 <u>1 項</u> 1 号の～」 →以下に修正 「～条例 5 条 <u>1 項</u> 1 号は～」
p 340	下から 6 行目 「～という事件が題材になっている。」	→以下に修正 「～という事件が、 <u>それぞれ</u> 題材になっている。」

頁数	修正箇所（2刷）	修正後（3刷）
p 45	上から 5 行目 『全体の奉仕者』（15 条 <u>1</u> 項） →下線部を「2」にする	→以下に修正 『全体の奉仕者』（15 条 <u>2</u> 項）
p 85	下から 18 行目 「死刑又ハ、 <u>無期懲役</u> 」→読点をトル	→以下に修正 「死刑又ハ無期懲役」
p 192	上から 10 行目 「～こと <u>か</u> ができる」→下線部をトル	→以下に修正 「～ことができる」
p 230	下から 9 行目 「 <u>現在も県内に</u> 現在でも」 →下線部をトル	→以下に修正 「現在も県内に」
p 330 p 330 p 333 p 333 p 333 p 334	下から 19 行目 下から 15 行目 上から 2 行目 下から 7 行目 下から 3 行目 上から 5 行目 「 <u>適示</u> 」→「 <u>摘</u> 」にする	→以下に修正 「 <u>摘示</u> 」